

## 平成 27 年度 第 1 回 尼崎市総合教育会議 議事録

【日 時】 平成 27 年 4 月 27 日 ( 月 ) 午後 2 時 4 分 ~ 2 時 45 分

【場 所】 尼崎市役所 4-1 会議室

【出席者】 尼崎市総合教育会議構成員

稲村 和美	市長 / 座長
濱田 英世	教育委員会委員長
磯田 雅司	教育委員会委員長代行
岡本 元興	教育委員
仲島 正教	教育委員
徳田 耕造	教育長

関係者 ( 尼崎市総合教育会議設置要綱第 5 条 )

村山 保夫	副市長
中川 一	教育次長

【事務局】 企画財政局 政策部 政策課 ( 山本政策部長、伊藤政策課長 ほか )

- 【資 料】
- ・ 次第
  - ・ 尼崎市総合教育会議の設置について
  - ・ 資料 1 尼崎市総合教育会議設置要綱
  - ・ 資料 2 尼崎市総合教育会議 構成員名簿
  - ・ 資料 3 尼崎市総合教育会議傍聴取扱要綱 ( 案 )
  - ・ 参考資料 1 パンフレット「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律 ( 概要 )」( 文部科学省 )
  - ・ 参考資料 2 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について ( 通知 )」( 文部科学省 )
  - ・ 参考資料 3 尼崎市教育振興基本計画
  - ・ 参考資料 4 「みんなのサマーセミナー」の開催について

- 【次 第】
- 開 会
  - 1 構成員自己紹介
  - 2 尼崎市総合教育会議の傍聴について
  - 3 座長あいさつ
  - 4 尼崎市総合教育会議の設置について
  - 5 教育に関する「大綱」について
  - 6 市の重点課題項目について
  - 7 議事録の公開について
  - 8 事務連絡
  - 閉 会

【議 事】

(敬称略)

(事務局) 定刻となりましたので、ただいまから、平成 27 年度 第 1 回 尼崎市総合教育会議を開催いたします。

私は、本日、事務局を務めさせていただきます、政策課長の伊藤と申します。よろしく願いいたします。

この会議は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」に基づき今年度より設置されるものでございまして、本市におきましては本日が最初の会議でございます。この会議設置の趣旨と概要につきましては、後ほど議題の中でご説明させていただきます。

それでは、これより座長であります稲村市長に議事を進めていただきます。市長、よろしく願いいたします。

稲 村 なるべく話しやすいスタイルがいいなと思ひまして丸いテーブルにしたんですけれども、人数に対して机が大きすぎるみたいです。もう少し小さい机の方がいいかなと思ひますが、傍聴の方が来られますので部屋の大きさもあるでしょうし、今後場所は考えたいと思ひます。

それでは、会議の次第がお手元に配布されているかと思ひますので、早速始めたいと思ひます。私が座長をさせていただきますのでよろしく願いいたします。

では、最初の会議でございますので、自己紹介というのは今さらですが、この会議に向けて一言ずついただければと思ひます。濱田様から願ひします。

濱 田 教育委員長をさせていただいております濱田でございます。これまでも市長とは教育委員との懇談会などを行いお話しさせていただいておりますが、この会議でもざっくばらんにいろいろと話し合いができればいいなと思っております。よろしく願いいたします。

岡 本 岡本元興と申します。よろしく願いいたします。初めての会議でございますが、今までも市長とは意見交換をしてきたことですので、これからも同じように意見交換ができたらと思っております。

磯 田 委員長職務代行を務めております磯田でございます。2 期目の任期となりました。本当に皆様とは今までも意見を交わし、積み上げてきておりますので、その積み上げたものを生かしていけるような会議にしていきたいと思ひます。よろしく願いいたします。

仲 島 仲島です。よろしく願いいたします。たまたま昨日、沖縄県の高等学校の方に行きました時に、あちらの小学校の先生の話をお聞きしました。先日ありました学力テストですが、去年沖縄は大躍進だったので、その辺りの話を聞いてまいりました。いろいろ意見はあると思ひますが、やはり現場の先生方は無理をされていて、学力テストの点数を上げるために授業をしているという部分が見受けられたと聞きますと、あの学力テストが本当に役目を果たしているのかが心配になります。尼崎が一所懸命に取り組むのはいいんですが、それが過度になって、点を上げるための取組になってしまっただけではいけないことだと思ひます。

徳 田 教育長の徳田でございます。これまでも話をしなかったというわけではござい

ませんけれども、これからもきちんとお話をしていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

稲 村 私からも改めまして。今も何人かの方がおっしゃってくださいましたように、尼崎市ではこれまでもかなり連携を進めてきたところでございますけれども、それをさらに進化させるという意気込みで頑張りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

会議の構成員は今ご挨拶いただいた方々なんですけれども、尼崎市ではこの会議の設置要綱を定めておりますが、その第5条におきまして、関係者の出席を求めることができるとされております。これにより、関係者として村山副市長、中川教育次長にご出席いただいております。今後もそのような形がスムーズではないかと思っておりますので、ご了承のほどお願いいたします。

(異議なし)

稲 村 では、村山副市長と中川教育次長からも一言お願いいたします。

村 山 村山でございます。この場でいろいろな話をお聞きしながら、教育行政を支える一人として頑張りたいと思います。よろしく願いいたします。

中 川 中川でございます。よろしくお願いいたします。

稲 村 それでは議題に入りますが、最初の会議ということでまず皆様にご協議、決定いただきたいことがございます。次第の2番目、「尼崎市総合教育会議の傍聴について」でございます。事務局から説明をお願いします。

(事務局) はい。総合教育会議は、「地方教育行政の組織および運営に関する法律の一部を改正する法律」に基づいて設置されるものでございますが、この法におきまして、「会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める」と規定されております。

つきましては、まず会議の傍聴につきまして必要な事項を諮らせていただきたいと思います。

お手元に様々な資料を配付させていただいておりますが、資料の確認は、後ほど傍聴の方々が入られてからさせていただきます。

まず資料3をご覧ください。「尼崎市総合教育会議傍聴取扱要項(案)」でございます。こちらに、傍聴に関する手続きや傍聴人が守るべき事項を記載しておりますので、ご確認の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

稲 村 議事の内容によっては、傍聴を認めるべきかどうか都度お諮りするべき場合もありますが、原則としては当然のことながら公開ということになっております。私たちとしましては、会議で話し合ったことを施策に生かすのはもちろん、積極的に発信もしていきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

稲 村 では、傍聴取扱要綱は承認されました。傍聴の方々が既にお待ちのことですので、ご案内してください。

(傍聴者、議場入室)

稲 村 それでは議事を継続させていただきます。傍聴の方々が入られましたので、改めて皆様、お名前をお願いいたします。

濱 田 教育委員長の濱田でございます。よろしくお願いいたします。

岡 本 教育委員の岡本でございます。よろしくお願いいたします。

磯 田 委員長職務代行の磯田でございます。よろしくお願いいたします。

仲 島 教育委員の仲島でございます。よろしくお願いいたします。

徳 田 教育長の徳田でございます。よろしくお願いいたします。

稲 村 市長の稲村でございます。この会議の座長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

この総合教育会議は、全ての自治体で、教育委員会と市長部局の連携をさらに強めていくことを主目的として設置されるものでございます。尼崎市はこれまでも非常に連携が取れている方の自治体であると自負しておりますが、先ほど傍聴の方々も入られましたが、このように市民の方々の身近な場でオープンに協議をし、また情報をしっかり発信していく、そのような形で政策をさらに進化させていきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは次第の4番目、「尼崎市総合教育会議の設置について」、事務局から説明をお願いします。

(事務局) はい。事務局を務めます政策課長の伊藤でございます。

まず、本日配付しました資料の確認をさせていただきます。1枚目に本日の次第、2枚目に「尼崎市総合教育会議の設置について」、3枚目に資料1としまして「尼崎市総合教育会議設置要綱」、4枚目に資料2としまして「尼崎市総合教育会議 構成員名簿」、5枚目から8枚目に資料3としまして「尼崎市総合教育会議傍聴取扱要綱」、その後参考資料1としまして、文部科学省の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(概要)」パンフレット、参考資料2としましてそれに関する文部科学省からの通知、参考資料3としまして「尼崎市教育振興基本計画」、参考資料4としまして「みんなのサマーセミナー」の開催についてでございます。以上、ご確認ください。漏れはございませんでしょうか。

それでは、「尼崎市総合教育会議の設置について」ご説明いたしますので、2枚目をご覧ください。

まず、「1 目的」でございますが、昨年6月20日に交付されました「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が本年4月1日より施行されております。この法改正によりまして、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化、地方に対する国の関与の見直し等制度の抜本的な改革を行うものでございます。改正法第1条の4第1項で「地方公共団体の長は、総合教育会議を設けるものとする」と規定されたため、この会議を設置したものでございます。

次に、「2 設置要綱」につきましては、添付しております資料1をご覧くださいませ。第1条に設置の趣旨について、第2条にこの会議が所掌する事務について、第3条に構成員について、第4条に会議の招集・会議における調整結果の取扱いについて、第5条に関係者の出席について、第6条に会議の公開について、第7条に議事録の取扱いについてなど、それぞれ定めておりますので、ご清覧くださいませ。

2枚目の「尼崎市総合教育会議の設置について」にお戻りくださいませ。「3 総合教育会議の構成員」でございますが、市長及び教育委員5人の計6人によって構成されております。

次に、「4 傍聴取扱要綱」につきましては、資料3の要綱案のとおり先ほど承認されております。

次に、「5 会議の進め方」でございますが、要綱に従いまして、原則、市長が招集することとされておりますが、(2)に記載のとおり、教育委員会が協議の必要があると考える場合には、市長に対して協議すべき具体的事項を示した上で会議の招集を求めることができるとされております。

次に、「6 会議における協議事項、協議・調整事項」につきましては、(1)から(4)に記載のとおりでございます。

次に、「7 調整の結果の尊重義務」につきましては、記載のとおりでございます。

次に、「8 会議の公開と議事録の作成及び公表」につきましては、(1)に記載のとおり、個人の秘密を保持するため必要があると認めるとき、又は会議の構成が害される恐れがあると認めるときといった場合を除き、原則公開することとしております。なお、議事録につきましても、これらの場合を除いて公開いたします。

次に、「9 平成27年度の会議スケジュール」でございますが、2回目につきましては、後ほど改めて説明いたしますが、7月13日の開催を予定しております。記載のとおり、年度間では4回程度の開催を予定しておりますが、緊急の場合や、特に案件が生じた場合には随時招集されることがございますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

次に、「10 会議の事務局」は、国の方針に基づきまして市長が会議を招集しますことから、本市におきましては市長部局であります政策課が事務を担います。

「11 その他」につきましては、ご清覧願います。

「尼崎市総合教育会議の設置について」のご説明は以上でございます。

稲 村 ただ今の説明につきましてご質問はございませんでしょうか。

(質問なし)

稲 村 では、説明のありましたとおり会議を進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

それでは次第の5番目、今回の大きなテーマの一つでございますけれども、教育に関する「大綱」についてご協議いただきたいと思います。

改正法によって、市長は、総合教育会議において協議・調整を尽くした上で、教育に関する「大綱」を策定することと規定されております。しかしながら本市においては、既に教育委員会によって「教育振興基本計画」が策定されておりますし、その策定からあまり日が経っておりません。そしてまた、「教育振興基本計画」は本市の総合計画と一体のものとして策定いただいているものでございます。細かい具体的な点につきましては、またこの会議でテーマにしていけばよい

と思うんですけれども、「大綱」といたしましては「教育振興基本計画」をもって代えることが法律上も可能ということでございますので、それが妥当かと私としては判断しております。進捗管理という観点からも総合計画と一体的に行うのがスムーズかと思っておりますので、特にご異論がなければそのようにしたいと考えております。

なお、大綱の期間なんですけれども、国の通知によりますと「首長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の期間が5年であることに鑑みて4~5年程度」と想定されております。本市におきましては、「教育振興基本計画」が位置づけられております総合計画、これは期間が10年なんですけれども、その「前期」の期間が、策定から5年後の平成30年3月までとなっておりますので、大綱としての期間もこれに合わせたいと考えております。

それでは、傍聴の方々もおられますので、改めまして「教育振興基本計画」の概要について事務局から説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

(事務局) 事務局でございます。お手元の資料の赤いインデックスシール3、「尼崎市教育振興基本計画」をお開きください。

まず1ページ、「1. 策定にあたって」をご覧ください。この計画は、教育基本法第17条に基づき、尼崎市教育委員会によりまして平成25年12月に策定されております。それまで教育委員会では、教育の基本方針として「人間尊重の精神に徹し、明るい社会をつくり出す、心豊かなたくましい人間の育成をめざす」と定め、さらに5つの努力目標を掲げ、学校教育、社会教育の全ての分野において人間性をはぐくむ教育の展開を図ってまいりました。

5つの努力目標とは、

1. ひとりひとりを大切にする
2. 自ら学び続ける力を伸ばす
3. 自立しともに生きる自覚を高める
4. 健やかな体を育てる
5. 豊かな心を養う

でございます。

そのような中、本市におきましては、平成25年4月から、長期を展望した将来の「ありたいまち」の姿を示す「まちづくり構想」、これは期間10年となっておりますけれども、これを実現させるための施策ごとの取組方向を示した「まちづくり基本計画」、これは前期5年・後期5年の計画でございますけれども、これらを一体とした、新たな尼崎市総合計画をスタートさせました。

この総合計画には、本市における教育の振興に関する基本的な方向性及び構すべき施策などが定められており、教育基本法が定める地域の実情に応じた「教育振興基本計画」の内容を包括しております。

以上のことから、総合計画における教育委員会所管分野を、本市における「教育振興基本計画」と位置付けてまいりました。

2ページ以降に基本方針、努力目標の詳細、生涯学習、学校教育、子ども・子育て支援、人権尊重、地域の歴史、それぞれの施策の展開方向を記載しております。

また、4ページの下段に、計画期間について記載してございます。先ほどお話がありましたように、平成25年度から29年度、すなわち平成30年3月までとされております。

「尼崎市教育振興基本計画」の概要についてのご説明は以上でございます。

稲 村 今の教育委員の方々には皆様「教育振興基本計画」の策定時の方々ですので、内

容はよくご承知でいらっしゃるわけですが、これを「大綱」に位置づけるに当たって改めてご意見等がございましたら。

(発言なし)

稲 村 では、「尼崎市教育振興基本計画」をもって本市の教育に関する「大綱」に定めたいと思いますので、よろしくお願いたします。

このたび総合教育会議という新しい場ができましたので、総合計画の中での教育委員会の取組の検証結果と、教育委員会における議論とをこの場に持ち寄り、それぞれの成果物を共有するというのがスムーズかと思ます。

市長部局は市長部局でまとめており、教育委員会は教育委員会で意見が一致しているようなことは、情報を共有してまいります。教育委員会で異なる意見があるようなテーマをここで忌憚なく議論することこそ、会議を生きたものにすると思ます。この会議の中でまとまらなければ、それぞれ一旦持ち帰った上で再度会議を開くといった形で、会議を実りあるものにしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

次の6番目の議題に移りたいと思ます。本年度最初の会議ですので、平成27年度の重点課題項目ということでテーマを設定させていただいております。

教育委員会の主な取組については、当然のことながら教育委員会の方々と私との間で予算査定を通じて協議をさせていただいたわけなんですけれども、確認の意味も込めて改めて少しご説明させていただきます。

まず、何といっても予算規模が大きい、だからというわけではないんですけれども、本年度からの3年間で全ての小中学校への空調整備を実施していく「小・中学校空調機整備事業」、これが事業の一つの目玉になっております。これは昨年度、教育長と私の2人で「総合計画キャラバン」ということで、学校の先生方、保護者の皆さん、生徒本人たちといった様々な方々と意見交換を積み重ねてきたものです。尼崎市ではもう一つ非常に強い要望として中学校給食の実施があるんですが、その実施もにらみながら優先順位をつけ、空調機整備を先行して実施するというので予算をつけております。

空調機整備を優先しましたのは、今年度は学校の耐震化によやくめどがつくというラストスパートの段階に入っておりますので、その工事に合わせて空調機整備を行うことで費用を節約したいということと、受験が近づいている中学校から整備を行いたいということがございます。給食については今後も節目節目で情報を共有していきたいと思ます。

ここで教育委員会にお願い、というのも変なんですけれども、せっかく教育環境を整備しますので、その環境を生かした取組を充実させていただきたいと期待しております。教育長も「それは重々わかっている」とお考えでしょうけれども、いろいろアイデア交換をしたいと思ますし、教育の中身についてはもちろん教育委員会がご専門ですが、市長部局としても連携しながら、ソフト面も充実していければと思ます。

それから、報告になるんですけれども、年度末の予算議会で教育振興基金の設置が正式に決まりました。これにつきましては、寄付なども募りながら、市民の皆さん、保護者の皆さんにも子どもたちの教育に参画をしていただき、基本に少し上乗せをした、尼崎市独自の取組を充実させていければと考えております。具体的な基金の事業については、この総合会議でも意見交換しながら決めていきたいと思っておりますけれども、今日のところはこの程度で、どうぞよろしくお願いたします。

もう一つ、今年度の大きな目玉として、「読書力向上事業」がスタートいたします。読書習慣をしっかりと身につけることは、学力向上につながるだけでなく、精神的な成長や、人間関係を豊かにすることにもよい影響があるとされています。具体的には、市内全小学校の図書室に司書、司書教諭を週5日配置し、中学校についてもボランティアの方々にご協力いただいて環境整備をするというものです。この事業につきましては、これまでの意見交換の中でも、教育委員会としても非常に期待をされていると伺っているところです。

今後、指導主事の皆さんに各学校の現場を見てどんな様子か報告をいただきたいと思います。もちろん教育委員会でも報告されると思いますが、情報を共有させていただきながら取組を進めてまいりたいと考えております。

また、もう一つの大きなトピックとして、社会教育の分野でも連携を進めたいと思っております。公民館の再生はなかなか一朝一夕ではいかないものなんですけれども、中央公民館の建替を含む複合施設を梅花小学校の跡地に建設予定ということで、今年度設計に入っております。これは、市長部局と教育委員会の社会教育の分野を融合させたパイロット的な施設として、チャレンジングな運営を目指したいと思っております。ただ、その中身についてはこれから詰めていくところです。教育委員会のテーマにも挙げていただき、また総合教育会議でも議論していきたいと思っております。

なお、この夏には、そういった取組の一つとしまして「学びのフリーマーケット／だれもが先生になって学びの企画を持ち寄って、2日間学び合おう」という「サマーセミナー」の開催を予定しております。お手持ちの資料に入っていると思います。教育長も授業を1コマ持たれるということで。私は授業をするよりもいっぱい聞こうと目論んでいるんですけども。今もう既に140を超える講座の申し込みがあるようでして、本当は来年が市制百周年ですので、今年はプレで99講座あればと実行委員会の皆さんがおっしゃっていたのが、瞬くうちに申し込みが集まりまして、うれしい悲鳴というところでございます。やはり実行委員会が主体というのがいいんだと思います。私たちも一緒に楽しみにさせてもらっているわけなんですけれども。また、できれば学校の子どもたちがたくさん参加してくれるということが非常に大事だと思いますので、教育委員会にはまた学校現場にもお声がけいただければと思っております。

今年度の予算に絡む重点項目としては以上ですが...ああ、サマーセミナーはあまり予算は使っておりません。市民と行政の協働事業として位置づけております。

もう1点、これは今年度の重点課題というものとは少しずれるかもしれませんが、今年度から公立高等学校の入試の方式が変わりまして、初めて広域の入試が実施されたということでございます。その結果の詳細な分析はこれからということで、議会への報告もまだ簡易なものなんですけれども、こういった切り口で分析をするべきかにつきまして、教育委員会の皆様からご意見をいただきたいと思っております。分析が進むにつれて、私たちが施策に反映させるべきポイントも見えてくる可能性がございますので、公開で開催されるこの会議においても取り上げて、積極的に情報共有していきたいと考えております。

以上、ちょっとたくさんしゃべりましたが、今申し上げたことにつきまして、何かご意見がありましたら伺いたいと思います。複数のことについてしゃべりましたので、どのテーマについてでも結構です。

仲島先生、読書力向上についていかがでしょうか。

仲島 このことについてはかねて考えていまして、学力向上というのは、点数を上げることでありますが、読書力向上はそのための大きな力になります。子どもたちの読書

力がつくかどうかは、学校の図書館の運営が大きく関わっていますので、全小学校に司書を配置するというのはすごいことだと思います。

それから、学校図書館は常に開放されている、いつでも行けることが大事です。単に本を読むところではなく、学習センターとしての役割がないといけなと思います。司書が配置されて、これからがスタートですね。ただいるだけ、管理するだけでは意味がないので。先日配置する人に対して研修があったそうですけれども、この事業はとても素晴らしいと思いますね。

稲 村 教育委員の皆様が積極的に現場である学校に足を運んでくださっていることは、私としましても大変うれしく、頼もしく思っているところです。今おっしゃっていただきましたとおり、スタッフはついたらけれども...ということにならないように、いかに学校の先生と連携して、学校の授業とリンクするか、あるいは生活指導ともつながっていくか、ということですね。そういった事例がたまってくると、またそれが次につながると思います。ですから、先生方を励まし、エールを送る、というようなことを今年度行っていただければうれしいですし、やはりいい事例をどんどん紹介して、学校間で温度差がないように取組が進むといいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

他にご意見はございませんでしょうか。

濱 田 これまでの取組で、学校図書館は本当に使いやすく、また勉強とリンクしたものに変わってきました。先生方もだいぶノウハウをお持ちになっています。昨年度、小学校の新美南吉の授業では、同じ作者の本を読む“併読”を実施されていて、教室にたくさん新美南吉の本が持ち込まれていました。私たちも、学校図書館に行かせていただいて、「よくなったね、見やすくなったね」と思っています。これが全校に広がっていくということは大変素晴らしいことで、是非応援していきたいと思っております。

仲 島 この前、学校図書館に行きましたら、本の紹介がたくさん出ていました。授業で何かあったら、「この本を読んでみましょう」と。それが理科でも、算数でも、「こういうことを調べるにはこの本を読むといい」というのが紹介されているんです。図書館を活用したら、本当にいい学習ができるのですよね。司書が担任とつながっていて、授業でどんなことをしているのか知っていたら、すごく学力向上につながると思いますね。

稲 村 実は、予算議会の中で何人かの議員さんから「中学校こそボランティアではなく専門のスタッフをつけるべきでは」というご指摘をいただきまして、今後の宿題かなと。予算は厳しいんですが、小学校の現場でどんな効果が出ているのを見ていただいた上で、皆様と知恵を絞りたいと思います。中学生は、心身ともに成長期ですので、そのような時期に素晴らしい本と出会うことが大事だということは私も素人ながら分かるわけですが、予算付けの優先順位については今後の宿題ということにしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

その他、よろしいでしょうか。それでは、今年度の重点課題につきましては、以上とさせていただきます。

次に、次第の7番目、「議事録の公開について」事務局からお願いします。

(事務局) はい。先ほどご説明しましたとおり、会議の議事録については、これを公開するよう努めるべきことが法及び国の通知により定められております。従いまして、公開を基本とした上で、記載する内容及び公開方法について定めたいと存じ

ます。

事務局といたしましては、ご発言されました委員のお名前とご発言の内容を記載し、市のホームページに掲載することで公開したいと考えておりますが、いかがでしょうか。

稲 村 よろしいでしょうか。もちろんプライバシーに関わるような内容の場合は非公開となることもありますけれども、原則どんどん公開していくということで進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

本日の議題は以上になりますけれども、他にご意見はございませんでしょうか。何でも結構です。会議の進め方でもいいですし、今後こんなテーマについて話し合いたいというようなことでもあれば、自由にご発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

では、今後についての事務連絡を事務局からさせていただきまして、それを受けて何かご意見があればお聞きしたいと思います。では事務局からお願いいたします。

(事務局) はい。まず、先ほどご説明しましたとおり、本日の議事録に関しましては、事務局で整理いたしまして、皆様にご確認いただいた後に公開させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次回以降の予定でございますけれども、まず第2回につきましては、7月13日月曜日の午後2時からの開催を予定しております。場所については、先ほど広さ等についての話がございましたけれども、また調整の上、後日ご案内申し上げます。

第2回以降の議題の案でございますけれども、まず市長も触れられました教育振興基金について、これをどう活用していくのかということがございます。それから、かねて懸案となっておりますいじめ対策、これは国においても教育委員会と市長部局が連携して取り組むこととされておりますので、議題とさせていただきたいと思います。

10月以降には、平成28年度の予算に関する審議もございますので、これに関わる件につきましても、できるだけ事前に、この会議の場でご論議いただければと考えておりますのでよろしく願いいたします。

事務局からのご説明は以上でございます。

稲 村 今回の説明も含めまして、皆様ご意見はありませんでしょうか。

岡 本 教育委員会は、学校教育分野だけでなく、社会教育分野も所管していますので、今日は学校現場についての話が多かったですけれども、今後は社会教育についても議論を進めていければと思っております。

稲 村 是非ともお願いいたします。市制百周年も近いですし。

磯 田 社会教育ということですが、今の2つの議案、教育振興基金やいじめの問題についても、社会教育とリンクする方向で考えていければと思っております。

稲 村 そうですね。

磯 田 学校の空調機器のことについて、今は学校教育に視点が集中しておりますけれ

ど、学校が使われていない日や時間帯に地域の人たちがいかに校舎を活用していくかということも教育委員会の課題です。空調機器が整備されることで夏休みや放課後の学校開放が進んで、社会教育分野にも活用が広がっていけば、学社連携の施策も進むのではないかと思います。

学校司書についてですが、現在既に学校現場で16団体ほどのボランティア団体が活動しているという実績もありますので、それらの団体と連携していただきたいと思います。子どもが小さい時から本に親しむというのはとても重要なことです。小学校での実績を見て、中学校につなげていければいいと思います。ボランティア団体が活動しやすい環境にあるのは中学校の方ですので、そのような団体の活用も含めて連携を進めていただきたいと思います。

徳 田 教育振興基金について、私としては興味関心を持っているところでございますけれども、これまでの予算では賄い切れないようなお金の使い方と申しましょか、ふるさと納税などによって寄付して下さった市民の方々に満足いただけるような使い方としてどのようなことが考えられるか、教育委員会の中でも十分検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいいたします。

稲 村 よろしくお願いいいたします。これはすぐに決まるものではないんですけれども、よく練っていきましょう。1回限りでなく、継続して取り組んでいけるようなものもいいのかと思います。いろいろなアイデアをいただきながら決め、またやりながらチューニングしていければと思っておりますので、よろしくお願いいいたします。

それから今年度、もう一つ大きな話として、子ども子育て新制度という就学前の制度についても大きな改革がありました。これは、就学前から子どもたちを育てるという観点から教育・保育の量と質の両方を上げていこうという取組なんですけれども、尼崎市の独自の取組として、就学前の教育・保育のあり方について、公立・私立、幼稚園・保育所の垣根を越えて委員の皆様にご審議いただきました。その中で、いわゆる「後伸びする力」を就学前から重視し、それを就学後にしっかり引き継ぐこと、その連携を強化することが大切ということが議論されまして、読書力向上においてもその点が意識されました。基礎力から活用力にスムーズにつながるためには、やはり大切なことだと思います。そういう意味では、それぞれの施策がうまく合流するイメージでこれからスタートするのかなと思っております。就学前、小、中、高、そして社会教育と、連続して考えていければと思います。

それでは、本日予定しておりました議題は全て終了いたしました。以上をもちまして、平成27年度第1回尼崎市総合教育会議を終了させていただきたいと思っております。お忙しい中、ありがとうございました。

以 上